

令和4年5月

入札参加者の皆さまへ

大阪市住宅供給公社

工事請負契約に係る最低制限価格における算定式について

大阪市住宅供給公社では、工事請負契約の適正な履行の確保を図るため、最低制限価格を設定していますが、その範囲及び算定式については、次のとおりです。

詳しくは、[「工事請負契約に係る最低制限価格設定基準」](#)をご覧ください。

記

1 最低制限価格等の範囲

【令和4年5月31日開札分まで】 一般管理費等 公社設計金額の55%

【令和4年6月1日開札分から】 一般管理費等 公社設計金額の **68%**

2 最低制限価格等の算定式

建築工事等

(建築工事などに伴う電気工事・給排水衛生冷暖房工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む)

| 項目 | 算定式 |
|----------------------------|------------|
| 直接工事費 (直接工事費－現場管理費相当額※) | 公社設計金額の97% |
| + | + |
| 共通仮設費 | 公社設計金額の90% |
| + | + |
| 現場管理費 (現場管理費＋現場管理費相当額※) | 公社設計金額の90% |
| + | + |
| 一般管理費等 | 公社設計金額の68% |

} × A

※現場管理費相当額は、直接工事費の10%とします。